

文京区小中連携教育検討委員会の1年間の検討内容について

1 趣 旨

平成28年第5回定例会において、設置に関して報告した文京区小中連携教育検討委員会について、検討期間2年間における1年目の平成28年度の検討が終了したため、1年間の検討内容等について報告する。

2 検討委員会の構成

- 会 長 : 学識経験者 (放送大学教授 小川 正人)
副会長 : 教育推進部長
委 員 : 区立小学校PTA連合会、区立中学校PTA連合会 各1名
区立小学校長会、区立中学校長会 各1名
教育総務課長、学務課長、教育指導課長

3 実施状況

平成28年6月2日に第1回検討委員会を開催し、計5回実施

4 平成28年度の検討委員会の検討事項

小中連携教育のあり方、基本的な考え方、他
検討内容については、別紙参照

5 平成29年度の検討事項 (予定)

- ・文京区における小中連携教育の方向性の検討
- ・次期学習指導要領への対応を見据えた小中連携教育における実践内容の検討
- ・小中連携教育における各論について
- ・実践モデル事業の実践内容について

※ 検討委員会は、平成28年度同様、5回程度の開催を予定

小中連携教育検討委員会でのこれまでの検討内容（まとめ）

1 国の制度改革の動き

(1) 義務教育学校制度の創設

国は、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会（以下「中教審」という。）からの平成26年の答申を受け、学校教育法の一部改正を行い、平成28年4月1日から、義務教育学校の設置を可能とする措置を図った。

< 小中一貫教育の二つの類型 >

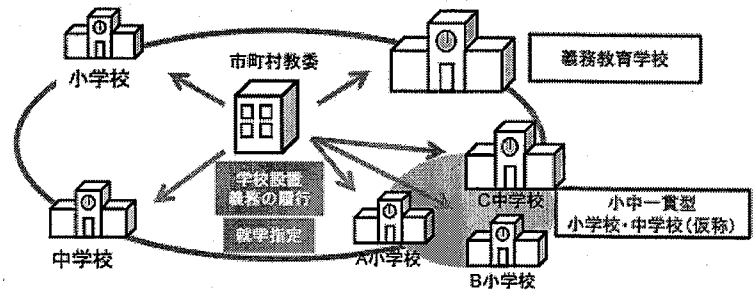
- ① 義務教育学校
- ② 小中一貫型小学校・中学校

○ 小中一貫教育の二つの類型

	義務教育学校	今回学校教育法で措置	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の 課程の区分は確保)		・小学校・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を 確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫 教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の趣となる新教育創設、指導事項の学年・学 校段階間の入れ替え・移行)		・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確 保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教 育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (小中一貫教育学校(仮称)と同じ)
組織	・一人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中両免許状を併有 (当項は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状 で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を 促進) (制度化に伴う主な支援策) 9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の 措置	今回学校教育法で措置	・学校ごとに校長 ・学校ごとに教職員組織 (学校の総合調整を担う者を専らに任命、学校運営 協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保す る組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教 育に必要な施設整備を支援		・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備 を支援

○ 制度化後のイメージ

(※)通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要行



(2) 次期学習指導要領の改訂に向けて

中教審は、平成28年8月の「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」を経て、平成28年12月に、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」の答申を文部科学大臣に提出した。

小中連携教育に関連する主なものとしては、

● 資質・能力の三つの柱に基づく教育課程の枠組みの整理

- ① 「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」
- ② 「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」
- ③ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

● 資質・能力の育成と、子供たちの発達や成長のつながり

今回の改訂における教育課程の枠組みの整理は、各教科等で学ぶことを単に積み上げるのではなく、発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを行き来しながら、教育課程の全体像を構築していくことを可能とするものである。

● 学校段階間の接続（小学校教育と中学校教育の接続）

義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、小・中学校間の連携の取組を充実させる。小学校高学年は、専科指導を拡充するなどにより、中学校への接続を見据えた指導体制の充実を図る。

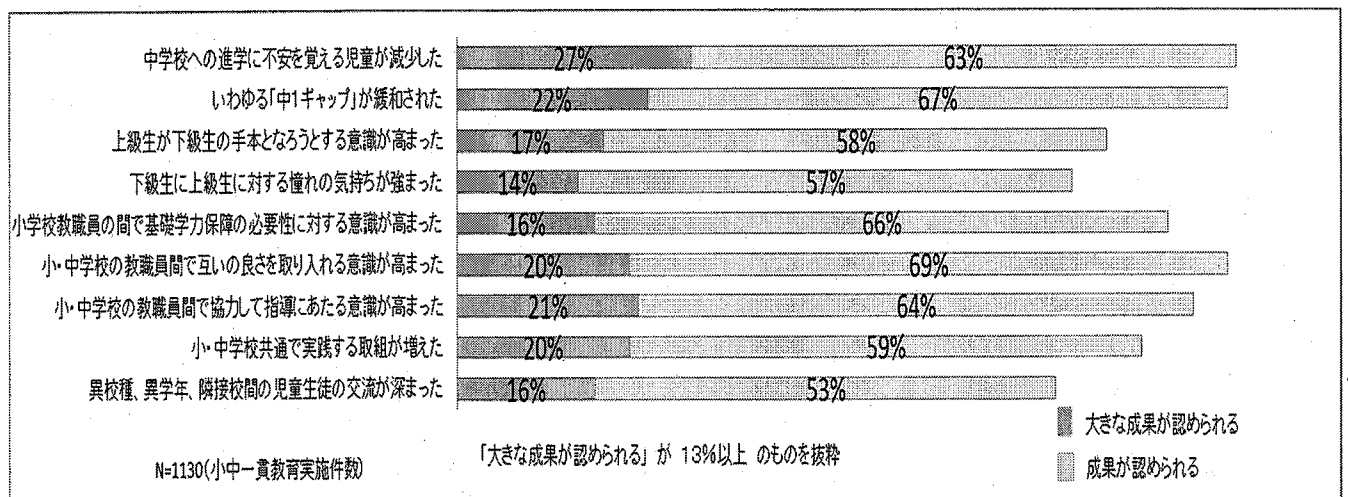
2 足立区の小中連携教育の実践事例

～皿沼小学校 土肥校長先生の講話から～

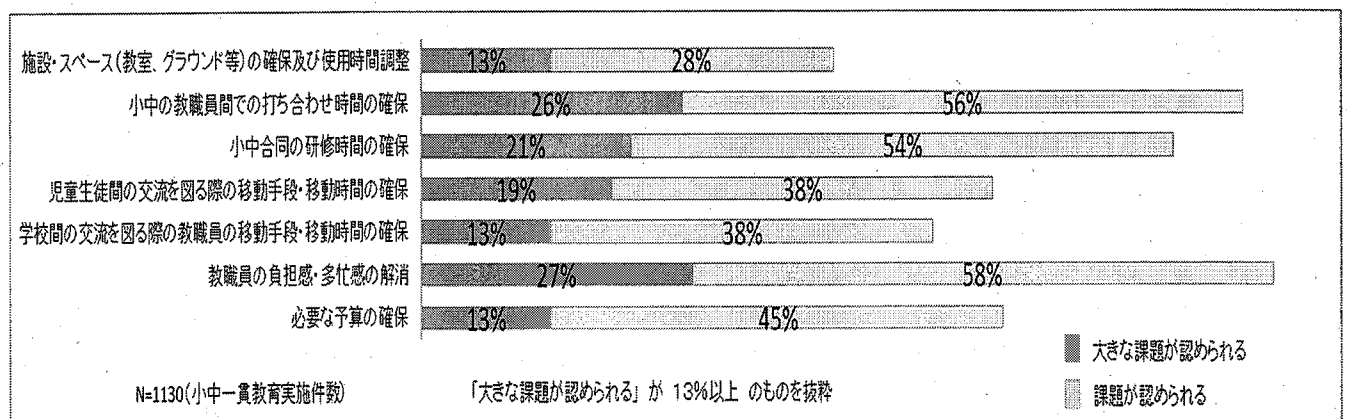
- ・学校の厳しい実態（基礎学力不足、基本的な生活習慣の未定着）への対応として、生きる力を育成するため、**学力向上・体験活動重視**を掲げ小中連携事業を開始した。
- ・なぜ、「小中連携」か… やることが目的ではなく、小・中学校の相互理解、学び合い、高め合いにより、小・中学校の子どもたちや教員にメリットがあるからやるという**教員の意識改革**を推進。（平成23年度の小中連携事業のスタート時）
- ・小中連携事業の6年目（平成28年度）の主な取組内容は、9年間を見通した学習・生活指導計画の推進、授業見学や生活指導上の情報交換、合同研修会、夏季補習教室支援、魚沼体験教室（小学6年生と中学2年生の合同）など。
- ・校長同士が実態を認識し、理解し合い、信頼関係を確立させることが教員同士の垣根を取り除く第一歩であり、さらに、幹部教員による月1回の小中連携事業協議会を設置し、毎月の小・中合同研修会の協議内容の検討を行った。これにより、教材の相談や児童・生徒の交流活動の推進も主体的に図られるように変容した。
- ・学習規律の徹底や、教科連携などの小・中学校の連携の推進の結果、足立区教育委員会実施の「基礎学力定着に関する総合調査」において、事業実施前に比べて大きな効果が見られている。

3 文科省調査による小中一貫教育における成果と課題

(1) 小中一貫教育における成果



(2) 小中一貫教育における課題



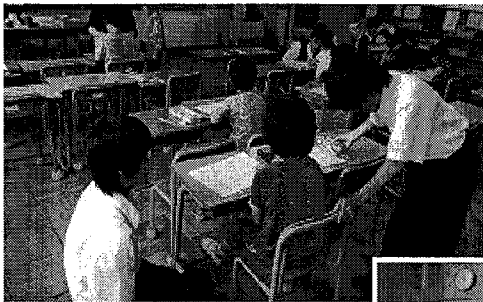
4 文京区におけるこれまでの保幼小中連携について

(1) これまでの取組における成果について

- I 各ブロックで様々な工夫により実践してきた、互恵性のある交流活動を通して、異校種間の相互理解が進んできた。
- II それぞれの発達段階の特性をふまえつつ、育てたい力についての視点を共有するなど、教員間に連携意識の高まりと視野の広がりが見られている。
- III 異年代の子ども同士が関わり合うことで、気づきや刺激があり、年少者は年長者への憧れや成長への期待を持ち、年長者は自己の成長を実感するなどの効果が見られている。
- IV 中学校において、スタートカリキュラムの実践・検証が行われ、一定程度、スタートカリキュラムに基づく指導を定着させることができた。

(2) これまでの取組における課題について（平成26・27年度の各ブロックの報告から）

- I 教職員相互の更なる交流を図るため、ブロック内での交流に関する日程調整の在り方を検討する必要がある。
- II 中学校選択制を踏まえ、区全体で取り組むべき事項と各ブロックの特色を生かす事項を焦点化する必要がある。
- III 保護者や地域を視野に入れた取組を検討する必要がある。



5 文京区における小中連携教育の目指す姿や課題について

(1) 小中連携教育の目指す姿

【 教科指導・学力保障 】

- ① 小中連携教育を通じた義務教育の質の向上について
 - 義務教育期間9年間における更なる教育の質の向上
 - ・小学校高学年児童の知的好奇心の向上
 - ・中学生の定着不十分な内容の補充
- ② 教員の指導力の向上
 - 小・中学校のそれぞれの教員の相互理解と信頼関係に基づく指導力の向上
 - ・中学校教員の専門性や小学校教員のきめ細やかな指導方法の相乗効果

【 生徒指導等 】

- ① 小中連携教育による小学校から中学校への円滑な接続
 - 小学生が中学校生活を一定程度、体験できる機会の確保
 - ・中学進学時の学習内容や生活リズムの変化による子どもたちのストレスの緩和
 - 小学生と中学生が一定程度、生活を共にできる機会の確保
 - ・学校行事や交流学习の実施により、児童が中学校の様子を体感

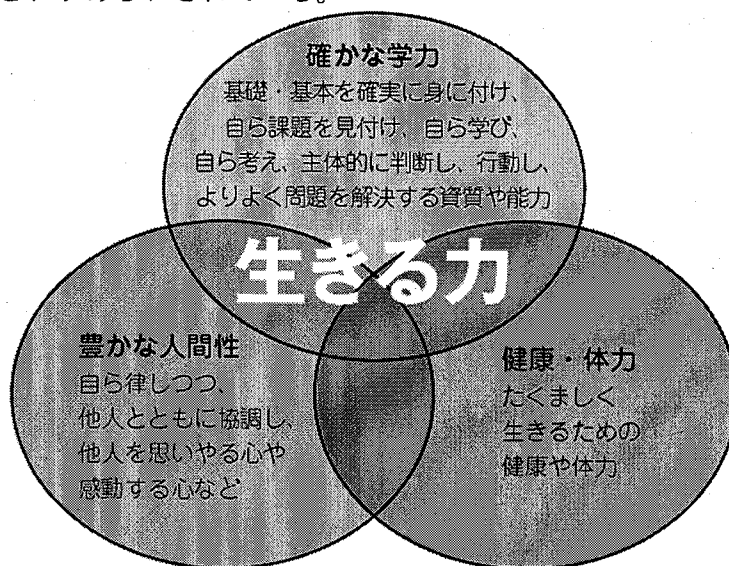
⇒ 小・中学校が具体的な教育目標や内容等の意図的な接続を検討・実践
- ② こどもの成長・発達の過程で必要な力の育成
 - 児童期から青年前期における多様な発達課題の克服
 - ・大きな変化・成長が見られる時期に必要な発達課題を自ら越えられる力の育成
 - ・義務教育の出口である中学3年生の進路における多様な選択をできる力の育成
 - ・小・中学校の連携による個々の子どもの状況に応じた適切な指導の実施
 - 家庭・地域・学校等がそれぞれの役割と責任を自覚した協力・連携
 - ・「生きる力」の育成は、学校だけでは成し得ないため、目標等の共有が重要

(2) 小中連携教育を推進する上での課題

- ① 学校選択制との整理
小中が連携した場合に、連携した中学校に進学しない生徒も多い
- ② 区立中学校への進学率の向上
区立小学校から約半数の生徒が私立中学校に進学
- ③ 小中連携教育の実践例の充実
保幼小中連携の実践はあるが、小中連携に特化した実践の積み重ねの必要性
- ④ 保幼小中連携の取組との整理
保幼小中連携の9ブロックを前提に小中連携教育を推進するかの検討

6 文京区における小中連携教育の柱（基本方針）について

『文京区教育振興基本計画』において、現行の学習指導要領等の理念である「生きる力」として、下記のとおりあらわされている。



また、次期学習指導要領に向けた答申においても、生きる力は、「これまでの学校教育で育まれてきたものとは異なる全く新しい力ということではなく、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことである。時代の変化という「流行」の中で未来を切り拓いていくための力の基盤は、学校教育における「不易」たるものの中で育まれる。」とされている。

基本方針

（『文京区教育振興基本計画』を踏まえて）

- 「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」を柱に、小学校6年間・中学校3年間を基本とし、義務教育期間9年間を見通した教育課程やカリキュラムの作成を検討する。
- 小・中学校における標準的な学校教育に加え、下記の3つの視点を踏まえた教育活動について検討を行う。
 - i) 小中連携教育の実践において、特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりを実現する教育活動を行い、区立中学校への進学率の向上につなげていく。
 - ii) 小学生が中学生に憧れを抱くとともに、中学生が小学生の見本となるなど、自己肯定感や自己有用感の育成に寄与する教育活動を実施する。
 - iii) 小学校5・6年生を中心に中学校生活を一定程度体験できる機会を確保し、不登校の原因となりやすい中一ギャップの解消を目指す。
- 小中連携教育実践モデル事業の報告・検証を踏まえ、他の小・中学校にも有効と思われる実践内容について、必要に応じて波及させていく。
- 学校・家庭・地域の適切な連携により、地域全体で子どもの成長を支えるとともに、地域の将来を担う子どもたちを育成できるような教育活動を目指す。

7 文京区での想定される小中連携教育の取組内容について

発達段階に応じた計画的・継続的な学習指導及び生活指導の充実

【 取組の一例 】

- ・小・中学校教員による乗入れ授業の実施（特に小学校5・6年生）
例） 中学校教員が中学校で学習する理科の実験を小学校で見せる。
小学校の教員が中学校の数学の習熟度が低いグループに授業を行う。
- ・学年に応じた段階的な家庭学習の定着を推進するためのルールづくり
- ・学年（発達段階）に応じた生活指導上の目標の小・中学校での共有化
- ・特別支援教育を推進するための個別の教育支援計画の活用と9年間を見通した連携

小学校から中学校への円滑な移行によるいじめなどの問題行動や不登校の減少

【 取組の一例 】

- ・小学校5・6年生による中学校の授業参観の実施
- ・小学校5・6年生による部活動体験の実施
- ・飯ごう炊さんなどの行事に、小学校と中学校の特定の学年が一緒に参加

幅広い異年齢集団による豊かな人間性・社会性の育成

【 取組の一例 】

- ・縦割り（異年齢）活動を小・中学校合同で実施し、異年齢交流の推進
- ・中学生が小学生を教えるリトルティーチャーの実施
- ・運動会や学習発表会に向けた小・中学校合同でのプレ実施

小・中学校教員の相互協力による指導力の向上

【 取組の一例 】

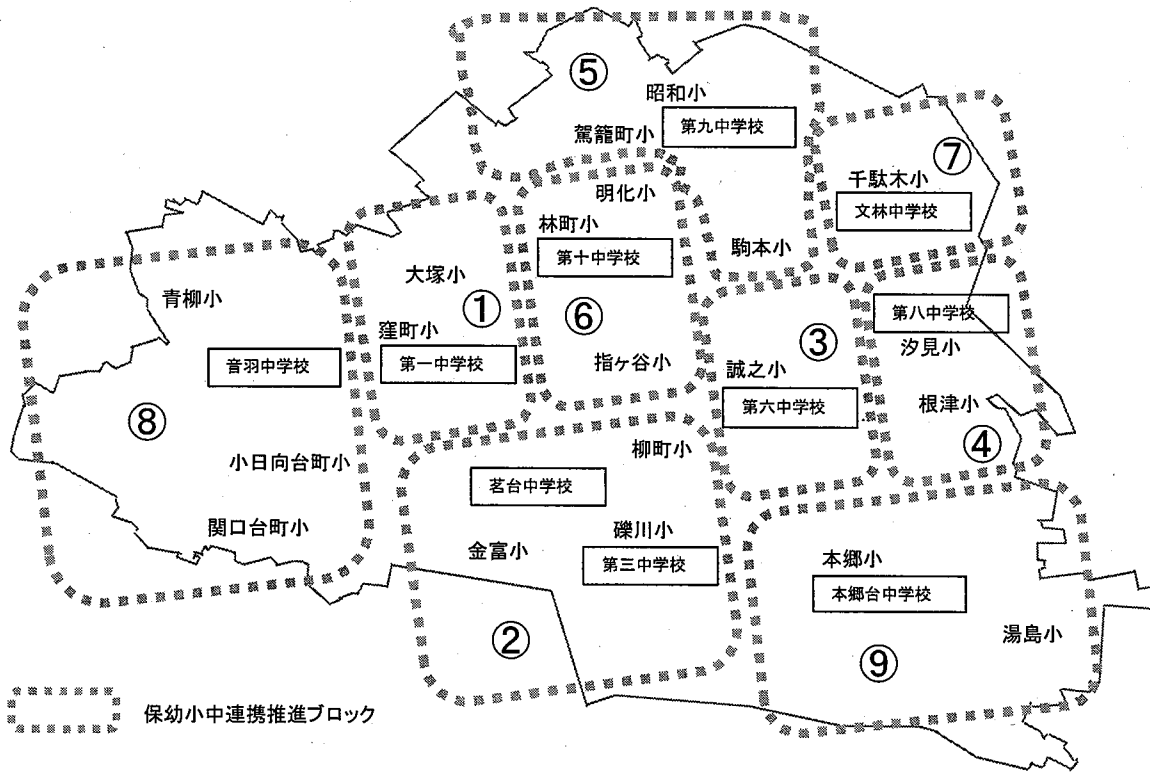
- ・小・中学校合同で、科目ごとの研究授業の実施
- ・小・中学校合同の研修会の実施（行事等の企画・調整や共通指導事項の確認等）
- ・小・中学校の生活指導主任や管理職等により、定例生活指導会議を実施

P T A や地域と連携した社会全体の教育力の向上

【 取組の一例 】

- ・小・中学校のP T A 役員による情報交換会の実施
- ・小・中学校P T A による合同企画の実施（親子レク、〇〇フェスタ、教育座談会など）
- ・地域内における小・中学校の児童・生徒合同のボランティア活動の実施（地域お助け隊）

文京区小・中学校位置図



小・中学校の通学区域の対応関係

①	一 中	大塚小学校★
		窪町小学校
		林町小学校
②	三 中 ※	礒川小学校★
		柳町小学校
		金富小学校
		指ヶ谷小学校
③	茗台中 ※	金富小学校
		柳町小学校
		指ヶ谷小学校
		小日向台町小学校
		窪町小学校
		礒川小学校
④	六 中	誠之小学校★
		駒本小学校
		指ヶ谷小学校
⑤	八 中	根津小学校★
		汐見小学校
⑥	九 中	昭和小学校★
		駕籠町小学校
		駒本小学校

⑦	十 中	明化小学校★
		林町小学校★
		指ヶ谷小学校
⑧	文林中	千駄木小学校★
		駒本小学校
⑨	音羽中	関口台町小学校★
		青柳小学校★
		小日向台町小学校
⑩	本郷中	窪町小学校
		湯島小学校★
⑪	本郷台	湯島小学校★
		本郷小学校★

保幼小中連携校(保幼は省略)

※ 三中・茗台中は、中学校2校と小学校3校(礒川小・柳町小・金富小)での連携グループとなっている。

★ 小学校の通学区域が1つの中学校の通学区域に全て(又は概ね)含まれる。

文京区小中連携教育検討委員会 検討経過

回	日程	検討内容
1	平成28年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議の運営等について ○ 小中連携教育の検討に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される検討事項等について ・ 国の制度改正等について
2	平成28年 7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他区の先行事例について <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区小中連携教育の実践について ・ 品川区の義務教育学校の概要について ○ 「小中一貫教育等についての実態調査の結果」(文科省)について ○ 保・幼・小・中連携の現在の到達点と課題について
3	平成28年 9月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文科省の実態調査(特別区等)の結果及び他区市の事例等について ○ 文京区のこれまでの小中連携活動の取組とその成果・課題について ○ 文京区の小中連携教育の目指す姿や課題等について
4	平成28年 11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文京区における小中連携教育の取組内容の検討について ○ 小中連携教育を推進する上での課題(学校選択制の現状等)について
5	平成29年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検討委員会における1年間の検討のまとめ ○ 来年度の検討委員会での検討項目について ○ 実践モデル地区の選定結果について